

渡航先からの「いきもの（動植物や昆虫等）」の持ち出し、 畜産品の日本への持ち込みに関する注意

最近、海外の空港において、絶滅危惧種に指定され持ち出しが禁じられている、または輸出許可が必要な動植物や昆虫を無断で日本に持ち帰ろうとした日本人が逮捕される事案が散見されます。「知らなかった」ではすまされませんので、安易に動植物を持ち出さないようにしてください。また、畜産品（肉・卵等）の日本への持ち込みについても注意が必要です。

1 渡航先からの「いきもの（動植物や昆虫等）」の持ち出しについて

(1) 表向きはペットショップを装った希少動植物マニア専門の密売ブローカーなどから、SNSなどを通じて、世界各地に生息する希少動植物や昆虫などを持ち帰ってくれば、高価で買い取ると持ちかけられるケース、あるいは個人収集目的で事前に手続を調べずに安易に動植物を持ち出そうとして、日本人が現地当局に逮捕される事案が報告されています。

(2) 日本国内のブローカーなどが、インターネット（掲示板、SNS）を通じて、「海外からの希少動植物や昆虫の高価買い取り」や「旅行代金は当社負担」といった誘い文句で、現地では動植物は持ち出し禁止であることや、持ち出しに必要な手続き等を説明することなく、主に若者を対象に勧誘を行っているようです。このような言葉巧みな勧誘に応じてしまった結果、犯罪に荷担することとなり、場合によっては現地で何年間も服役しなければならないこともあります。

(3) 短期間で簡単に報酬を得られるような仕事は、海外においても「怪しい話」である可能性が高いことに留意し、安易にそのような依頼や勧誘に応じて、犯罪に荷担することにならないよう注意して下さい。

※持ち出しのできない禁制品は国によって異なりますので、必ず事前に確認するようにしてください。

2 畜産品（肉・卵等）の日本への持ち込みについて

(1) 農林水産省は、アジアでアフリカ豚コレラの流行が拡大していることを踏まえ、個人消費や土産品目的であっても、日本への輸入が禁止されている畜産品（肉・卵等）を繰り返し持ち込む等、悪質性が認められる場合には警察に通報する等、対応を厳格化しており、逮捕者も出ています。

(2) 畜産品の日本への持ち込みについては以下の関連情報をご覧ください。

税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/kinshi.htm>)

動物検疫所ホームページ (<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>)

外務省領事サービスセンター（問い合わせ窓口）
電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903